

11月10日(日)は秋の市内いっせい美化運動・花いっぱい運動

秋の市内いっせい美化運動

年2回、町内会・自治会の皆さんに協力していただき、道路や公園、会館などの公共施設に捨てられたごみの回収を行い、市内をきれいにします。ご協力をお願いします。

期日 11月10日(日)

収集方法 「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」に分別し、午前9時までに町内会・自治会であらかじめ指定した場所へ持ち寄ってください。
※市内いっせい美化運動に使用するボランティア袋は、町内会・自治会を通じて配布します。
※一般家庭のごみは回収できません。
問合せ 生活環境課(内)205

秋の花いっぱい運動

約10万3千球のチューリップ球根(赤・黄・白)と約1万6千鉢のパンジー苗を用意しました。花いっぱい運動には、各町内会・自治会や事業所、学校など約100団体に参加します。市内が花でいっぱいになるよう、ご協力をお願いします。

期日 11月10日(日)

※秋の花いっぱい運動で植えた花は、令和2年度春季花いっぱいコンクールで審査します。審査は、令和2年4月頃に行います。
問合せ 産業振興課農政係(内)663/観光協会(内)55519667

チューリップ球根の植付けに参加しませんか

チューリップ球根植付け

来年の春に向けて、チューリップ球根の植付け作業をしていただけるボランティアを募集します。
植付日時 11月11日(月)～14日(木)・17日(日)の午前9時～正午(1日のみの参加も可能)
集合場所 踊子草公園(根がらみ前水田横)
持ち物 作業のできる服、軍手、長靴
申込み・問合せ 11月8日(金)までに「氏名、電話番号」を電話またはファクスで観光協会へ
☎55519667 FAX 55519673

※電話の場合、火・水曜日を除く午前9時～午後5時
チューリップオーナー募集中
来春、見事に咲き誇る自分のチューリップを觀賞しませんか。個人・団体・法人どなたでもオーナーになることができます。チューリップ球根の栽培管理などは、農業者がオーナーに代わって行います。
※チューリップオーナーの球根の植付けは、11月17日(日)に行います。
参加費 個人：1口500円、団体・法人：1口1万円(何口でも可)



にじいろフリーマーケットを行います

家庭で眠っている生活用品、衣類などのフリーマーケットです。掘り出し物を見つけたチャンスです。リサイクル社会の推進のためにもぜひ、お越しください。

日時 11月17日(日)午前9時～午後0時30分(荒天の場合は中止)
会場 産業福祉センター駐車場
問合せ 生活環境課(内)222

ひとり親家庭(母・父)の自立を応援します!

問合せ 子育て支援課支援係(内)239

☆自立支援教育訓練給付金事業

就職に必要な資格や技能を取得するための講座を受講した場合、修了後に受講費用の一部を支給します。

対象 市内在住で、20歳未満の児童を養育しているひとり親家庭の親で次の要件を満たす方

- (1) 児童扶養手当を受給している、または同等の所得水準にある方
- (2) 就職に結びつけるために当該講座の受講が必要であると認められる方
- (3) 過去に教育訓練給付金を受給していない方

対象講座 医療事務・介護職員初任者研修(旧ヘルパー2級)・調理師など、雇用保険法などによる一般教育訓練給付金・特定一般教育訓練給付金・専門実践教育訓練給付金の指定教育訓練講座
対象期間 上限4年

支給額 受給資格の区分に応じた次の金額

- (1) 受講開始日に、雇用保険の教育訓練給付金の支給を受けることができない方：受講費用の60%(1万2001円～20万円)
- (2) 受講開始日に、雇用保険の教育訓練給付金の支給を受けることができる方：受講費用の60%(1万2001円～20万円)

※修業年数×20万円を上限
※受講開始日に、雇用保険の教育訓練給付金の支給を受けることができない方：受講費用の60%
※受講後の申込みは受け付けません。

☆高等職業訓練促進給付金等事業

修業年限1年以上の養成機関で、次の資格を取得する場合に生活費の負担軽減のために支給します。

対象 市内在住で、20歳未満の児童を養育しているひとり親家庭の親で次の要件を満たす方

- (1) 児童扶養手当を受給している、または同等の所得水準にある方
- (2) 養成機関で1年以上のカリキュラムを修業すること、資格取得が見込める方
- (3) 仕事または育児と修業の両立が困難な状況にあると認められる方
- (4) 過去に、同じ職業訓練促進給付金(旧・高等技能訓練促進費)を受給していない方

対象資格 看護師(准看護師)・理学療法士・作業療法士・保健師・助産師・理容師・美容師・その他が市長が特に認める資格
※介護福祉士・保育士の資格取得を考えている方は、公共職業安定所(ハローワーク)の求職者支援制度の活用を検討してください。

支給期間 修業する期間(上限4年間)

支給内容

- ① 高等職業訓練促進給付金(月額)
- 市・都民税非課税世帯10万円(修了までの最後の12か月：14万円)
- 市・都民税課税世帯7万5000円(修了までの最後の12か月：11万5000円)

☆ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の経済的自立や生活の安定を図るため、ひとり親家庭の親および児童の学び直しを支援し、より良い条件で就職ができるよう、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座受講費用の一部を支給します。

対象 最終学歴が中学校卒のひとり親家庭の親および児童で、次の要件を満たす方

- (1) 児童扶養手当を受給している、または同等の所得水準にある方
- (2) ひとり親家庭の親に扶養されている20歳未満の児童で、親が児童扶養手当を受給している、または同等の所得水準にある方

支給額 最大で受講費用の60%を支給(上限15万円)

☆共通事項

申込み どの事業も事前相談が必要です。受講・入学1か月前までに、電話で子育て支援課支援係へ予約してください。